

| | | | | | |
|--|---------------------|------|---------|------------------------|----------------|
| 入試年度 | 2026年度 | 入試時期 | II期入学試験 | 実施日 | 2026年 2月25日 |
| 課程 | 博士前期課程 | 研究科 | 法学研究科 | 専攻・コース | 民事法学専攻 |
| 入試方式 | 外国人留学生入学試験 (A区分) | | 試験科目 | 専門科目に関する論文： 民法（財産法） | |
| 「出題の意図」および「解答」または「解答例」 | | | | | |
| <p>【出題の意図】</p> <p>大学院において民法（財産法）に関する研究を行うにあたって、最低限必要となる知識の有無を確認するため、民法（財産法）に関する基本的な論点に関する理解度を確認することを意図している。</p> <p>【解答例（採点時の観点）】</p> <p>小問1を選択した場合について。通説は、行政的取締法規が私法上無効となるかの判断基準について諸要素の衡量判断を行いながら、無効の根拠について効力規定にあたるならば91条により無効となるとしている。しかし、通説には判断基準と法的根拠に不整合が認められるため、有力説は90条に基づく衡量判断を主張する。このようなことが論じられているかどうかで評価した。</p> <p>小問2を選択した場合について。いわゆる期限前弁済について、591条2項はこれを認めつつ、3項は貸主の損害賠償を認める。この損害賠償の範囲について、残りの期間の得べかりし利息を認める見解がありうる一方で、利息は元本利用の対価であるなどの考え方から貸主が被った積極的損害に限定する見解もある。このようなことが論じられているかどうかで評価した。</p> | | | | | |
| 合否判定の方法及び基準 | | | | | |
| <p>入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。</p> <p>合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|---------------------|------|---------|------------------------|----------------|
| 入試年度 | 2026年度 | 入試時期 | II期入学試験 | 実施日 | 2026年 2月25日 |
| 課程 | 博士前期課程 | 研究科 | 法学研究科 | 専攻・コース | 民事法学専攻 |
| 入試方式 | 外国人留学生入学試験 (A区分) | | 試験科目 | 専門科目に関する論文： 民法（家族法） | |
| 「出題の意図」および「解答」または「解答例」 | | | | | |
| <p>【出題の意図】</p> <p>本入試では、民法(家族法)に関する基本的な知識を有しているか、また基本的な法的思考能力を有しているかどうかをみるものです。</p> <p>【解答例（採点時の観点）】</p> <p>まず、「後継ぎ遺贈」とはどのようなものか、意義を述べてもらうことが必要です。この後継ぎ遺贈をめぐっては、その性質や有効性について議論があります。跡継ぎ遺贈とは、一般に、受遺者Aの受ける利益を、ある条件の成就ないし期限の到来(通常は受贈者の死亡)によってBに与えるという遺贈のことを言いますが、こうした後継ぎ遺贈は公序良俗に反する、または当事者間の法律関係の把握が難しい等の理由から無効であるとする学説があるほか、最高裁は、有効と解する余地を示しています(最判昭58・3・18)。</p> <p>一方、2006年成立の新信託法では、後継ぎ遺贈型の受遺者連続信託を認めています。こうした点について論述してもらえんことを期待しています。</p> | | | | | |
| 合否判定の方法及び基準 | | | | | |
| <p>入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。</p> <p>合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|------|---------------------|------|---------|------------------------------|----------------|
| 入試年度 | 2026年度 | 入試時期 | II期入学試験 | 実施日 | 2026年 2月25日 |
| 課程 | 博士前期課程 | 研究科 | 法学研究科 | 専攻・コース | 民事法学専攻 |
| 入試方式 | 外国人留学生入学試験 (A区分) | | 試験科目 | 専門科目に関する論文： 商法(総則・商行為・会社) | |

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

【出題の意図】

支配株主の異動を伴う募集株式の発行等についての会社法 206 条の 2 の規定の基本的な理解を問う問題である。会社法における募集株式の発行等についての基本的な考え方を理解したうえで、支配株式の生じうる募集株式の発行等で配慮している株主保護の内容や解釈上の問題点を指摘することで、大学院における会社法学の研究遂行上必要となる最低限の知識の有無を確認することおよび基本的な論点に関する理解度を確認することを意図している。

【解答例（採点時の観点）】

公開会社では、有利発行の場合（引き受ける者に特に有利な払込金額で発行する場合）を除いて、定款で授権された株式数の枠内で、取締役会の決議で募集株式の発行等を行うことができる（201 I）。株式の割当てについても、公開会社では、株主総会ではなく取締役会の決議で決定することができることになっている（204 II）。しかし、募集株式の発行等によって、新たに支配株主が出現する場合には、会社の経営に重大な影響を及ぼすこととなる。そこで、新たな支配株主が出現することとなるような募集株式の割当てについては、株主に対する情報開示を充実させるとともに、株主の意思を問うための手続きを設けることが相当であると考えられ会社法 206 条の 2 の規定が設けられた。

同条によると、総株主の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主からの反対の通知があった場合に限り株主総会の決議による承認を要することとしているのは、大多数の株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対していない場合には、あえて、株主総会の決議による承認を要することとする必要はなく、またそのような場合にまで一律に株主総会の決議による承認を要することとするのは、資金調達機動性を害するおそれがあるほか、株主総会の開催のための無用なコストを生じさせ、かえって株主の利益を害する結果となりかねないためであると考えられる。

解釈上の問題点として次の事柄があげられる。

1) 総株主の議決権の 10%以上の反対の通知が会社に対して行われたかを株主が知ることは難しいことから、このような通知があったにもかかわらず、総会決議を経ずして行われる新株発行を差し止める機会が十分に確保されないのではないか。

2) 総株主の議決権の 10%以上の反対の通知があったにもかかわらず、総会決議を経ずして新株発行が行われた場合、このことが新株発行の無効原因となるか。

このような課題を説得的に解決するのは今後の課題であると思われる。
以上のような内容の論述があれば、採点時の基準点を満たすものとして出題をしている。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。

| | | | | | |
|---|---------------------|------|---------|---------------------|----------------|
| 入試年度 | 2026年度 | 入試時期 | II期入学試験 | 実施日 | 2026年 2月25日 |
| 課程 | 博士前期課程 | 研究科 | 法学研究科 | 専攻・コース | 民事法学専攻 |
| 入試方式 | 外国人留学生入学試験 (A区分) | | 試験科目 | 専門科目に関する論文： 法社会学 | |
| 「出題の意図」および「解答」または「解答例」 | | | | | |
| <p>【出題の意図】</p> <p>明治大学大学院法学研究科において法社会学の研究を遂行するにあたって、最低限必要となる社会科学的手法と知識・知見を習得しているか否かを確認するために、基本的な論点に関する理解度を確認することを意図している。</p> <p>【解答例（採点時の観点）】</p> <p>問1を選択した場合、民事事件での訴訟上の和解による紛争解決について、社会科学的研究調査をするために必要最小限となる知識と手法を習得しているか否かを確認するために、民事訴訟法の基礎知識、民事裁判実務の基礎知識、紛争解決理論、理論を操作化して仮説とする基本スキル、社会調査法の基礎、およびデータ・アナリシスの手法の基礎を用いてリサーチ・デザインを構築できるか否かを評価した。</p> <p>問2を選択した場合、刑事事件での市民の司法参加について、社会科学的研究調査をするために必要最小限となる知識と手法を習得しているか否かを確認するために、刑事訴訟法の基礎知識、裁判員裁判制度の基礎知識、裁判員裁判の実務についての基礎知識、市民の司法参加を巡る諸理論、理論を操作化して仮説とする基本スキル、社会調査法の基礎、およびデータ・アナリシスの手法の基礎を用いてリサーチ・デザインを構築できるか否かを評価した。</p> | | | | | |
| 合否判定の方法及び基準 | | | | | |
| <p>入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。</p> <p>合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|---------------------|------|---------|----------------------|----------------|
| 入試年度 | 2026年度 | 入試時期 | II期入学試験 | 実施日 | 2026年 2月25日 |
| 課程 | 博士前期課程 | 研究科 | 法学研究科 | 専攻・コース | 民事法学専攻 |
| 入試方式 | 外国人留学生入学試験 (A区分) | | 試験科目 | 専門科目に関する論文： 知的財産法 | |
| 「出題の意図」および「解答」または「解答例」 | | | | | |
| <p>【出題の意図】</p> <p>小問(1)および小問(2)のいずれとも、知的財産法における重要な概念について、大学院博士前期課程での学習の前提となる、基本的な知識および議論状況の理解を有しているかを確認する趣旨の出題である。</p> <p>【解答例（採点時の観点）】</p> <p>小問(1)については、遡及的に特許権を消滅させる主要な制度として、無効審判制度（特許法123条1項2号等）と特許異議の申立て（特許法113条以下）があること、および両制度の異同、無効の抗弁（特許法104条の3）との関係につき基本的な理解をしているかを中心に評価した。</p> <p>小問(2)については、著作権法上の公表名義が問題となる主要な場面として、著作者の推定（14条）、氏名表示権（19条1項）、職務著作の要件論（15条1項）、保護期間（52条、53条参照）があることについて理解しているか、また職務著作の要件としての公表名義に関する裁判例や学説について基本的な理解をしているかを中心に評価した。</p> | | | | | |
| 合否判定の方法及び基準 | | | | | |
| <p>入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。</p> <p>合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|------|---------------------|------|--------|--------------------|----------------|
| 入試年度 | 2026年度 | 入試時期 | Ⅱ期入学試験 | 実施日 | 2026年 2月25日 |
| 課程 | 博士前期課程 | 研究科 | 法学研究科 | 専攻・コース | 民事法学専攻 |
| 入試方式 | 外国人留学生入学試験 (A区分) | | 試験科目 | 専門科目に関する論文： 医事法 | |

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

【出題の意図】

法学研究科で医事法を研究する際に、最低限必要となる知識、問題への考察力・論述力を確認するために、医事法学の総論的領域に位置づけられる問題を【問1】で、各論的領域に位置づけられる問題を【問2】で出題した。

【解答例（採点時の観点）】

問1を選択した場合は、まず、医療事故訴訟論（責任論）と医療事故対策論（安全論）とでは目的が異なること、それゆえに事故に対する視点・アプローチ方法も異なることをどの程度理解しているかを評価した。そのうえで、より具体的に実体法・手続法上に存在する様々な問題に対する理解度を評価した。

問2は、2030年以降の大量死の時代を見据えての出題である。まず、本問では終末期医療に対する理解度、とりわけ「終末期医療をめぐる問題＝安楽死・尊厳死の問題」と誤解していないか否かを確認し評価した（終末期医療をめぐる問題は安楽死・尊厳死の問題だけではない）。そのうえで、具体的な問題を指摘し法的な観点から論理的にどの程度考察することができるか、評価した。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。